○大分市旅館業法施行条例

平成24年12月17日

条例第55号

(趣旨)

第1条　この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)及び旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会教育施設等の指定)

第2条　法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次のとおりとする。

(1)　図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(2)　博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

(3)　社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館

(4)　前3号に掲げるもののほか、青少年の教育又は福祉に関する施設及びスポーツ施設のうち多数の児童の利用に供される施設で市長が指定するもの

2　市長は、前項第4号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他必要な事項を告示するものとする。

(許可に際して市長が意見を求める者)

第3条　法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1)　国が設置する施設　当該施設の長

(2)　地方公共団体が設置する施設　当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

(3)　前2号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの　当該監督庁

(衛生の措置の基準)

第4条　法第4条第2項の規定により定める衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)　建物の周囲、客室及び便所等は、常に清潔であること。

(2)　客に使用させる寝具類は、常に清潔であること。

(3)　客に使用させる浴衣その他の直接身体に触れる布類は、客1人ごとに取り替え、その都度洗濯すること。

(4)　換気、採光、照明、防湿及び排水の設備は、宿泊に支障のないよう適正に管理すること。

2　前項に規定するもののほか、複数の者が共同で使用する浴室(客室に付属するものを除く。以下「共同浴室」という。)の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)　水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置又は大分県給水施設条例(昭和33年大分県条例第37号)第2条に規定する給水施設により供給される水以外の水を使用した原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)及び上がり用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽(屋内のものに限る。)内の湯水をいう。以下同じ。)は、別表第1で定める基準に適合する湯水であること。

(2)　浴槽水は、常に清浄を保ち、かつ、浴槽を満たしていること。

(3)　上がり用湯及び上がり用水は、常に清浄に保ち、かつ、十分な量を供給すること。

(4)　打たせ湯及びシャワーには、浴槽水を使用しないこと。

(5)　露天風呂の湯水が、浴槽水に混じることのないようにすること。

(6)　原湯を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)の生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(7)　浴槽水は、毎日(循環式浴槽(ろ過装置を使用して浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。以下同じ。)で毎日完全に換水しないものにあっては、1週間に1回以上)完全に換水し、浴槽を清掃すること。

(8)　上がり用湯の水温の調整に使用する設備は、年に1回以上清掃すること。

(9)　浴槽に入る前には身体を洗うこと等の入浴上の注意事項を脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること。

(10)　旅館業を営む者(以下「営業者」という。)は、規則で定めるところにより、原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水について別表第1の水質項目に係る水質検査を行い、その結果を市長に報告するとともに、入浴者の見やすい場所に掲示すること。

(11)　営業者は、衛生管理に関する手引書を作成して、従業者に周知徹底し、かつ、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(12)　営業者は、水質検査結果、遊離残留塩素濃度測定結果等の記録を作成し、3年間保管すること。

(13)　前各号に掲げるもののほか、循環式浴槽を設置している場合の衛生の措置の基準は、次のとおりとすること。

ア　貯湯槽の原湯の温度は、常に摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽の原湯の消毒を行うこと。

イ　1週間に1回以上ろ過装置を十分に逆洗浄して汚れを排出する等、浴槽水を循環させるための設備の適切な清掃及び消毒を行うこと。

ウ　浴槽水の誤飲を防ぐための措置をとること。

エ　浴槽水の消毒には、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度について毎日測定し、別表第2で定める基準に保つこと。ただし、これにより難い場合で市長が認めるときは、この限りでない。

オ　浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用しているときは、当該薬剤をろ過器の直前に投入すること。

カ　集毛器は、毎日清掃すること。

キ　あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、回収した湯水を貯留する回収槽(以下単に「回収槽」という。)の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の湯水を消毒すること。

ク　浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置している場合は、当該浴槽の浴槽水及び当該設備に必要な湯水には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。

3　市長は、特別な設備の設置又は措置の実施等により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の基準を緩和することができる。

4　市長は、第2項第10号に規定する措置を講じない営業者に対し、当該措置を講じるよう指示するものとする。

5　市長は、前項の指示を受けた営業者がその指示に従わないときは、当該営業者の設置する営業の施設の名称及び所在地、営業者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)並びにその講じない措置の内容を公表するものとする。

(宿泊を拒むことのできる事由)

第5条　法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1)　泥酔その他の理由で他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2)　宿泊中、他の宿泊者に対し迷惑を及ぼす行為があったとき。

(3)　宿泊者名簿に記載する必要事項を要求しても告げないとき。

(構造設備の基準)

第6条　令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、客室総数の2分の1を超えて洋式客室数を有することとする。

2　令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　客室には専用の出入口を設け、他の客室との境は壁又は板戸等で区画してあること。

(2)　便所は、水源から5メートル以上の距離を有し、防虫及び防臭の設備を設けること。ただし、水源から5メートル未満であっても公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

3　令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　一の客室の床面積は、7平方メートル以上であること。

(2)　便所は、水源から5メートル以上の距離を有し、防虫及び防臭の設備を設けること。ただし、水源から5メートル未満であっても公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

4　令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　一の客室の床面積は、7平方メートル以上であること。

(2)　便所は、水源から5メートル以上の距離を有し、防虫及び防臭の設備を設けること。ただし、水源から5メートル未満であっても公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

5　簡易宿所営業のうち農林漁村体験型宿泊施設(主として農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動のために利用される宿泊施設をいう。)に係る構造基準については、第3項に定めるもののほか、市長が別に定めるところによる。

6　共同浴室の構造設備の基準については、大分市公衆浴場法施行条例(平成24年大分市条例第54号)第4条の規定を準用する。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に法第3条第1項の規定により旅館業の経営の許可を受けている施設の共同浴室に係る第4条第2項第7号及び第10号の規定の適用については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して1年を経過するまでの間は、同項第7号中「換水しないもの」とあるのは「換水しないもの又は常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせる浴槽」と、同項第10号中「原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水」とあるのは「浴槽水」と読み替えて適用する。

3　平成15年4月1日前に法第3条第1項の規定により旅館業の経営の許可の申請がなされた施設(同日から施行日までの間に共同浴室に係る施設の変更の申請がなされたものを除く。)の共同浴室であって、施行日において第4条第2項第4号及び第5号並びに第13号オ及びクの措置を講ずるのに必要な構造設備を備えていないものについては、これらの規定は適用しない。ただし、施行日以後に共同浴室に係る施設の変更の申請をする場合は、この限りでない。

4　この条例の施行の際現に法第3条第1項の規定により旅館業の経営の許可を受けている施設及び現に許可の申請がなされている施設の共同浴室の構造設備が第6条第6項により準用する大分市公衆浴場法施行条例第4条の規定に適合しない場合は、同項の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に共同浴室に係る施設の変更の申請をする場合は、この限りでない。

5　施行日前に旅館業法施行条例(昭和32年大分県条例第57号)第4条第2項第9号の規定によりなされた水質検査並びに水質検査の結果の報告及び掲示は、この条例の第4条第2項第10号の規定によりなされたものとみなす。

(大分市旅館業法施行条例の廃止)

6　大分市旅館業法施行条例(平成15年大分市条例第1号)は、廃止する。

(大分市旅館業法施行条例の廃止に伴う経過措置)

7　施行日前に前項の規定による廃止前の大分市旅館業法施行条例第8条の規定によりなされた指示は、この条例の第4条第4項の規定によりなされたものとみなす。

[別表第1](http://www1.g-reiki.net/reiki42bd/reiki_word/20894001042510021.doc)(第4条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水質項目 | 水質基準 | 検査方法 |
| レジオネラ属菌 | 100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

[別表第2](http://www1.g-reiki.net/reiki42bd/reiki_word/20894002042510021.doc)(第4条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 最低(mg／l) | 最高(mg／l) |
| 遊離残留塩素濃度 | 0.2 | 0.4(温泉の泉質等により、これにより難い場合は、1.0) |